

橋本市告示第70号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、申請のあったあやの台北部工業団地第一地区土地区画整理事業（第1工区）に係る終了について認可したので、同法第13条第4項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月26日

橋本市長 平木 哲朗



1. 施行者の名称

和歌山県橋本市

2. 事業施行期間

平成12年12月8日から令和14年3月31日まで

3. 施行地区

あやの台北部工業団地第一地区（第1工区）

（橋本市隅田町山内、橋本市隅田町平野、橋本市あやの台二丁目、橋本市あやの台三丁目の各一部及び、あやの台四丁目、あやの台五丁目）

4. 土地区画整理事業の名称

あやの台北部工業団地第一地区土地区画整理事業

5. 事務所の所在地

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

6. 施行認可の年月日

平成12年12月8日

7. 終了認可の年月日

令和8年3月26日